

こんなときには・・・ 地方拠点強化税制を 活用できます！

- ✓ 東京にある事務所を地方に移転したい！
- ✓ 災害対策のため、本社機能を分散化したい！
- ✓ 地方にある事務所の建物を増築したい！
- ✓ 地方にある事務所の雇用を増やしたい！
- ✓ 効率化のため、地方に研究所を集約したい！



設備投資額や雇用増加数に応じて、
税制優遇を受けられます（※）！

詳細は裏面をチェック ✓

※事前に各都道府県の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要があります。



内閣府地方創生推進事務局

地方拠点 強化税制

地方拠点強化税制とは？

企業が**本社機能(管理部門や調査企画部門等を有する事務所、研究所、研修所)**の全部/一部を、

- ✓ **東京23区から地方に移転**する場合、
- ✓ **地方で拡充/東京23区以外から地方に移転**する場合、
オフィス減税や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**整備計画の認定**を受けた企業が対象

オフィス 減税

オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設を新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**
上記施設の新設と併せて整備する**子育て施設**

※ 業種に制約はありませんが、工場や店舗は対象外です。

- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）
特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**

雇用促進 税制

雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：
地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（※）
※ 期間の定めのないフルタイム雇用。原則、**企業全体で増加した従業員数**が上限

- 移転型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **90万円**
3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 **170万円**
このうち、最大 **120万円**は、**オフィス減税と併用可能**
- 拡充型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **30万円**

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

＜詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！＞

お問合せ先

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)

03-3501-1697

内閣府 地方創生推進事務局
(経済産業省 地域経済産業政策課内)

(雇用促進税制)

03-3502-6770

内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 雇用政策課内)

＜その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！＞